

国務院関税税則委員会 一部消費財の輸入関税調整に関する通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年11月22日、国務院関税税則委員会は「一部消費財の輸入関税調整に関する通知」(税委会[2017]25号、以下「本通知」)を公布し、暫定税率で一部消費財の輸入関税を引き下げました。具体的には食品や、保健食品、薬品、日用化学用品、アパレル関連製品など消費財含む、総計187種類にわたる商品の平均関税率を17.3%から7.7%まで引き下げています。本通知は2017年12月1日より施行されています。

1. 政策の背景

今回の輸入関税率の引下げは2015年以来4回目の引下げとなります。関税率引下げが進んでいる目的・背景は3点あり、①2017年7月、中央財經指導チーム第16次会議において提出された「一部の消費財関税を引き下げ、特色ある商品輸入を推奨する」との考え方のもと、国民が恩恵を受けられるよう、消費財の価格を引き下げること、②国産製品と輸入製品を同一のプラットフォームにおいて競争させるため、輸入商品の価格を引き下げること、③輸入商品に対する中国市場の開放度を拡大し、中国市場が世界最大の消費市場であるという位置付けを固めること、この3点を目的・背景とし、関税率の引下げが進んでいます。

今回の関税率引下げにかかわる製品は、消費財が中心となっています。対象となった製品は、近年の全国税関輸出入データに基づいて、国民のニーズの高いものを選定し、業界、及び関連企業へのヒアリングなどを行った上で確定されています。

2. 政策の内容

今回の関税引下げの対象となる商品、及びその調整前後の税率は以下図表1をご参照ください。

【図表1】関税引下げ対象となる商品(一部抜粋)

種類	HSコード	商品名称	引下げ前の最恵国税率	引下げ後の暫定税率
化粧品	33030000	香水	10%	5%
	33041000	リップクリーム(唇用化粧品)	10%	5%
	33042000	アイメイク	10%	5%
	33051000	シャンプー	6.5%	2%
飲料	22011010	ミネラルウォーター	20%	10%
	22083000	ウイスキー	10%	5%
家電	85167990	温水洗浄便座	32%	10%
	85167110	ドリップ式コーヒーマーカー	32%	10%
	85101000	電動シェーバー	30%	10%
幼児用品	21069090	(一部)幼児用粉ミルク	20%	0%
	96190011	乳幼児用の紙おむつ	7.5%	0%
フェミニン用品	96190020	生理用品	10%	5%

今回の関税の引下げは、越境 EC にもポジティブな影響を与えることが想定されます。「越境電子商取引小売輸入税収政策に関する通知」(財関税[2016]18号)に規定される税収規制に基き、「乳幼児用の紙おむつ」を一例とし、輸入コストのシミュレーションをすると、下記の通りとなります。

金額	2017.11.30 以前				2017.12.1 以降			
	関税率 (※1)	増値税率 (※2)	消費税率 (※2)	総合税負担 (※3)	関税率 (※1)	増値税率 (※2)	消費税率 (※2)	総合税負担 (※3)
< 100 元	0	17%	15%	26.4%	0	17%	15%	26.4%
100 元~2000 元	0	17%	15%	26.4%	0	17%	15%	26.4%
>2000 元	7.5%	17%	0	25.8%	0%	17%	0	17.0%

※1: 関税率は国の税関総署サイトにおける税則検索システムに基き記載。具体的な税率は商品類別により変動。
 ※2: 限額内で輸入された越境 EC 小売商品は、関税率を暫定的に 0%とし、輸入に係る増値税、消費税を暫定的に法定納税額の 70%で徴収
 ※3: 総合税負担=関税+増値税+消費税
 関税、増値税、消費税はそれぞれ規制に基づいて計算(ご参考)

上記シミュレーションによれば、越境 EC を用いて輸入される「乳幼児用の紙おむつ」は一度の取引の累計金額によりコストが変わることになります。本通知にリストアップされた商品で、もし一度の購入金額の合計が 2,000 元を下回る場合、従来より関税率はゼロであったことから、今回の関税率引下げの影響を受けません。一方、一度の取引金額が 2,000 元を超過する場合、あるいは累計金額が個人の年度限度額 20,000 元を超過する場合、税込金額が 2,000 元以上、且つ分割できない商品である場合は、一般貿易の税収政策を参照することから、関税率の引下げによる輸入コスト低減が享受できます。

一方、電子データの提供ができない越境 EC 商品は「行郵税」の項目で税金徴収される仕組みとなっています。上述の「乳幼児用の紙おむつ」は 30%の行郵税が徴収され、電子データ提供ができない場合においては、税金コストが一般貿易を大幅に上回るようになります。

3. 企業への影響

本通知による関税の引下げにより、輸入業者は輸入コストを抑えることができ、メリットを享受することができると考えられます。一方、国内業者にとっては、一部輸入商品が価格競争力を持つことになる可能性があり、競争激化に繋がる恐れがあります。越境 EC 業者にとっても、関税率引下げは商品価格の引下げに繋がりますが、一度の取引金額が 2,000 元を超えなければ、影響を受けません。引続き動向をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

【日本語参考訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室